

別紙 ～鶴岡市～

【介護予防・日常生活支援総合事業通所型(従前相当サービス) 利用料金】
(令和6年6月～)

◇サービス利用料金

※平成30年8月1日より、一定以上の所得のある方は、サービスを利用した時の負担割合が3割になります。

要介護度	区分	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1相当	月額	1,798円/月	3,596円/月	5,394円/月
	月4回まで	436円/月	872円/月	1,308円/月
要支援2相当	月額	3,621円/月	7,242円/月	10,863円/月
	月8回まで	446円/月	892円/月	1,338円/月

* 算定方法につきましては、地域包括支援センター職員やケアマネジャーにご相談ください。

【加算】

◎…現時点で当施設で体制が整っている加算となります。

加算の種類		加算額(月額)			
		1割負担	2割負担	3割負担	
	口腔機能向上加算(Ⅰ)	150円	300円	450円	
	一体的サービス提供加算	480円	960円	1440円	
	生活機能向上グループ活動加算	100円	200円	300円	
◎	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1	88円	176円	264円
		要支援2	176円	352円	528円
◎	介護職員処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の90/1000加算			
介護保険適用外 (費用全額を利用者が負担)	食事代	825円			
	キャンセル料	825円			
	日常生活費	実費			
	おむつ代	実費			
	趣味活動による材料費等	実費			

※ご家族等が送迎をされた場合、片道あたり47円を減算致します。

※前日の16:30以降にキャンセルされた場合に料金が発生致します。

月曜日のキャンセルに関しましては、前々日(土曜日)の16:30までの受付となっております。